

担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書(3年度目)

令和元年度

都道府県名	市町村名	地区名	計画承認年度	目標年度	事業実施主体
山形県	川西町	中郡中央	令和元年度	令和3年度	川西町

I 地区の成果目標

(単位:経営体、%)

項目	目標 達成状況(上段:計画、下段:実績)			3年度目 達成状況 (%)	
	1年度目	2年度目	目標年度 (3年度目)		
目 標 須 付加価値額の拡大	0 ----- 0	1 ----- 1	1 ----- 1	100%	
選 択 目 標	① 経営面積の拡大	0 ----- 0	1 ----- 0	1 ----- 0	0%
	② 農産物の価値向上	-----	-----	-----	
	③ 農業経営の複合化	-----	-----	-----	
	④ 農業経営の法人化	-----	-----	-----	
	⑤ 輸出の取組	-----	-----	-----	

II 経営体の成果目標

No	対象経営体名	項目	現状	目標 達成状況(上段:計画、下段:実績)			3年度目 達成状況 (%)	実績を確 認した資料 名等	
				1年度目	2年度目	目標年度 (3年度目)			
1		付加価値額の拡大(千円)					169.6	決算書	
		算定 内訳	収入総額						
			費用総額						
			人件費						
		就業者一人当たり 付加価値額の拡大							
			就業者数						
		経営面積の拡大(ha)						43.0	水稲共済 細目書
補正の内容	3年度目はさくらんぼの収量がほぼないこと、枝豆も前年比約30%の減であること、米価が引き続き下落していることにより収入総額が落ち込んだ。収入総額は地域の平均的な反収と単価から積算し補正した。								
2		付加価値額の拡大							
		算定 内訳	収入総額						
			費用総額						
			人件費						
		就業者一人当たり 付加価値額の拡大							
			就業者数						
		補正の内容							

### Ⅲ 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

・経営面積の拡大は、徐々に増えてきているが、目標達成にいたっていない。人・農地プランの話し合いによる農地集積を図るよう指導した。

### Ⅳ その他

#### 1 人・農地プランの作成状況

(1) 作成した日 年 月 日

(2) 今後の見通し(未作成の場合)

#### 2 法人化の状況

(1) 法人化前の組織等の名称: \_\_\_\_\_

(2) 法人化した日 年 月 日

(3) 今後の見通し(法人化していない場合)

#### 〔記入要領〕

1 「現状」「目標」欄は、担い手支援計画及び経営体調書の成果目標の「現状」「目標年度」欄の内容を記入する。

I 及び II の「達成状況」欄の上段は、担い手支援計画及び経営体調書にある計画を記入し、下段は、当該年度の実績を記載し、「○年度目の達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。

2 II の対象経営体の成果目標に関する達成状況は、担い手支援計画の添付資料である経営体調書に掲げた経営体の成果目標の項目について、対象経営体毎に記入する。また、付加価値額の拡大(算定内訳を含む。)及び就業者一人当たり付加価値額の拡大について、実績を補正したもののについては、実績値の前に(補)と記載する。「項目」欄の「補正の内容」欄には、実績を補正したもののについて、補正の要因及び補正の方法(実績値の補正過程)を記載する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

II の経営体の成果目標達成状況の達成率は、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)

3 III の「達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)」欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合には、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。なお、担い手支援計画承認年度及び目標年度前年度の必須成果目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者又は、目標年度における必須成果目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、専門家等を活用した重点的な指導内容を記入すること。

また、目標年度において目標が達成されていない場合(必須目標が達成されていない場合又は選択目標がおおむね達成されていない場合)は、別途、別紙様式5号により経営体ごとに未達成となった理由を整理し、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入するとともに、地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向を記入する。

4 IV の1については、事業実施時点で人・農地プランを作成していない地区である場合(実施要綱別記第1の2の(4)に該当する地区である場合)に記載し、2については、助成対象者が集落営農組織である場合(別記4の(1)のイの(ア)のcに該当する場合)に記載する。